

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 教育庁教育総務課

法令名	公益信託に関する法律			法令番号	大正11年法律第62号			
手続名	公益信託の受託者の辞任の許可			根拠条項	第7条			
審査基準	<p>公益信託の受託者の辞任の許可は、次の場合に行う。</p> <p>(1) 信託管理人への報告がなされていること。</p> <p>(2) 受託者を辞任するのにやむを得ない事由があること。</p>							
	受付機関	公益信託を所管する（予定の）課	処理機関	公益信託を所管する（予定の）課	交付機関	公益信託を所管する（予定の）課	標準処理期間 14日 標準経由期間 日	目次 No.